2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

4　各締約国の政府は、緊急の場合又は純粋に軽微なものである場合を除くほか、自国の法令に従い、一般に適用される規制であって、この協定の対象となる事項に影響を及ぼすものを採用し、改正し、又は廃止する前に、公衆が意見を述べるための適当な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれを阻止するための取組を行うために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　経営幹部及び取締役会

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第十三条　収用

1　いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十八条の規定の適用を妨げない。

注釈　収用については、附属書Ⅲ及び附属書Ⅳの規定に従って解釈する。

第十四条　損失又は損害についての補償

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十五条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十六条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収入

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　第十三条及び第十四条の規定に従って行われる支払

(g)　第十八条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

(e)　関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

第十七条　両締約国間の投資紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。